

令和元年6月6日

令和元年度 第1回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料1

# 平成30年度 福岡支部事業実施結果について

---

# 平成30年度 福岡支部重点施策

分野	重点施策							担当グループ	該当ページ	
基盤的 保険者 機能 関係	1	効果的なレセプト点検の推進							レセプト	3
	2	柔道整復施術療養費等の照会業務の強化							業務	4
	3	返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進							レセプト	5
戦略的 保険者 機能 関係	4	データヘルス計画の着実な実施 (第2期)	1	特定健康診査及び特定保健指導の推進	1	健診	1	被保険者（生活習慣病予防健診）	保健	6
							2	被保険者（事業者健診データ取得）		6
							3	被扶養者（特定健診）		6
			2	保健指導	1	被保険者	6			
					2	被扶養者	6			
					2	糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	7			
	3	健康経営（コラボヘルスの推進）						8		
	5	ジェネリック医薬品の使用促進							企画総務	9
	6	加入者等の理解促進（広報活動）								10
	7	加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）								11
	8	パイロット事業等の実施について								12
	9	医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ（関係方面への積極的な発信）								13

1. 効果的なレセプト点検の推進	3
2. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	4
3. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	5
4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進	6
4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施	7
4-3. 健康経営（コラボヘルスの推進）	8
5. ジェネリック医薬品の使用促進	9
6. 加入者等の理解促進	10
7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）	11
8. パイロット事業等の実施について	12
9. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ（関係方面への積極的な発信）	13

## 「自己評価」について

平成30年度の事業進捗度・達成度を自己評価したものです。

S：目標を大きく上回る、A：目標を上回る、B：概ね目標達成、

C：目標達成に至らず、D：目標を大きく下回る

# 1. 効果的なレセプト点検の推進

## 【事業内容】

- 内容点検 . . . 内容点検効果向上計画の確実な実施。点検員間の情報共有及びスキル向上。
- 資格・外傷点検 . . . システムを活用した効率的な点検の実施。

※内容点検：診療内容の点検、資格点検：資格喪失後受診等を点検、外傷点検：労災・第三者行為による傷病を点検

## 【K P I】内容点検査定率※ (0.600%以上)

※医療機関から支払基金へのレセプト請求点数に対する内容点検査定点数（協会+支払基金）の割合

### 実施結果

#### ◆内容点検査定率 (0.572%)

資格点検効果額※ (1,563円 : 前年度比106%)

外傷点検効果額※ (495円 : 前年度比198%)

※効果額は加入者1人あたりに換算した金額。

- ◆ 内容点検に係る点検スキルの向上のために各種勉強会等を実施した。
  - ・ 審査医師との勉強会を実施（毎月）
  - ・ 他支部との意見交換会（5月・9月）
  - ・ 診療報酬改定に係る本部研修（7月）
  - ・ 支払基金との勉強会（8月）
  - ・ 外部講師による研修（10月）
- ◆ 資格点検・外傷点検を確実に実施するために業務の標準化を進めた。

### 今後の見通し

- ◆ 内容点検については、定例の勉強会や外部講師による研修会を実施し、点検員の更なるスキルアップに努める。また、行動計画進捗会議により問題点の分析やその改善策を策定し、査定率の向上を図る。
- ◆ 資格・外傷点検については、業務の標準化を更に進め、効率的な点検を実施する。

内容点検については、K P I（査定率）を達成できなかったものの、全国第2位の結果を収めることができた。

資格点検・外傷点検については、業務の標準化を進め、確実に実施することができた。

自己評価：A

## 2. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

### 【事業内容】

- 適正受診の促進  
正しい柔道整復のかかり方等についてホームページや広報誌等にて周知広報を実施。
- 加入者・施術者への照会業務等の強化。  
多部位・頻回受診者を対象に患者照会を実施し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化。

【K P I】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）について対前年度以下とする。

### 実施結果

- ◆ K P I である柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合（件数）については、29年度1.50%（15,198件） → 30年度1.45%（14,502件）となり、**0.05ポイントの改善**となった。
- ◆ 患者照会の際にチラシを同封し、適正受診を促した。また、9月に「協会けんぽふくおかだより」にて適正受診の記事を掲載。
- ◆ 患者照会については、3部位かつ15日以上の申請件数（14,502件）を大幅に上回る23,178件を送付した。3部位かつ15日以上を  
対象とする以外にも、頻回施術対象者（1～2部位、15日以上）、長期頻回施術対象者（1年以上継続して、3部位かつ15日以上）へ  
患者照会を行うことにより、30年度の申請件数は1,003,342件と前年度と比べて11,123件減少した。
- ◆ 柔整審査会の疑義施術所へのお知らせ文書を142件送付し、129件（90.8%）の施術所にて改善傾向が見られた。

### 今後の見通し

- ◆ 引き続き、主に3部位15日以上を対象に患者照会を行うとともに、頻回施術対象者、長期施術対象者への照会も行い、適正受診について周知を図る。
- ◆ 柔整審査会において、疑義があると判断した施術所へお知らせを送付し、注意喚起を図るとともに、不正の疑い等のある施術管理者については、面接確認委員会（令和元年5月設置）による面談を行い、更なる適正化を目指す。

KPIについては、対前年度0.05ポイント改善、目標達成となった。また、協会けんぽ福岡支部の加入者が増加傾向にある中、30年度の申請件数は前年度に比べて減少した。継続的に広報活動を行ってきたことと、患者照会に注力してきた効果と考えられる。

自己評価：A

### 3. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

#### 【事業内容】

- 保険証回収 . . . 被保険者への文書・電話による催告の実施。事業主への周知・広報活動の実施。
- 債権回収 . . . 債務者への早期アプローチと保険者間調整・法的手続の積極的な実施。

【K P I】医療費に占める返納金割合	(0.054%以下)	※医療費は医療給付費総額、返納金は資格喪失後受診に係る債権
保険証回収率	(93.0%以上)	※資格喪失後1か月以内の回収率
返納金債権回収率	(51.12%以上)	※返納金は資格喪失後受診に係る債権

#### 実施結果

- ◆ 医療費に占める返納金割合 (0.068%)  
保険証回収率 (92.97%)  
返納金債権回収率 (52.69%)
- ◆ 資格喪失後受診の抑制のため、事業所訪問・広報誌への掲載・研修会等で周知、広報を行った。
- ◆ 資格喪失時に保険証が返納されていない被保険者に対し、文書催告や外部委託を活用した電話催告を実施した。
- ◆ 債権発生後の催告手順の標準化を進め、業務の効率化及び早期回収に努めた。
- ◆ 国民健康保険との保険者間調整を積極的に実施した。(件数 564件：前年度比217%、金額 59,244,302円：前年度比132%)
- ◆ 裁判所に対する法的手続を積極的に実施した。(支払督促申立 91件：前年度比3件減、差押命令申立 34件：前年比23件増)

#### 今後の見通し

- ◆ 資格喪失後受診の抑制のため、事業主や加入者に対して、広報誌・各種研修会等を通じて積極的に広報を行う。
- ◆ 保険証の早期回収のため、文書催告に併せて、被保険者証回収不能届及び外部委託を活用した電話催告を実施する。
- ◆ 債権回収率向上のため、催告手順に従い早期にアプローチを行う。また、保険者間調整や法的手続を積極的に実施する。

返納金債権の回収率については、保険者間調整や法的手続を積極的に実施した結果、K P Iを達成することができた。一方、医療費に占める返納金割合や保険証の回収率については、事業所や加入者への積極的な広報や保険証早期回収のための文書・電話催告を実施したもののK P Iの達成には至らなかった。

自己評価： B

## 4-1. 特定健康診査及び特定保健指導の推進

### 【事業内容】

- 特定健康診査の受診率向上に向けた取組み 受診率目標：被保険者本人62.3% 被扶養者家族25.9%  
事業者健診データの取得促進、市町村主催のがん検診等との同時実施（被扶養者家族）等
- 特定保健指導の推進 実施率目標：被保険者本人14.7% 被扶養者家族11.6%  
外部委託機関における特定保健指導実施の推進

【KPI】生活習慣病予防健診 実施率 54.3% 事業者健診データ 取得率 8.0% 特定健康診査 実施率 25.9%

【KPI】特定保健指導の実施率を14.5%以上とする。

### 実施結果

	対象者	実施人数 (年度実績)	前年度比	実施率	主な取り組み	
生活習慣病予防健診	本人	352,586	102.70%	<b>51.9%</b>	GIS(地理情報システム)を活用した個別勧奨の送付対象件数を拡大した。 (平成29年度:47,093件 → 平成30年度:78,317件)	
事業者健診データ		57,676	119.20%	<b>8.5%</b>	包括的な業務の外部委託を行い、効果的な勧奨を実施した。	
特定健診	家族	50,638	110.80%	<b>23.5%</b>	「市町村連携によるがん検診との同時実施」が、全市町村で実施可能となった。さらに「ショッピングモール健診」「婦人科のがん検診に特化したレディース健診」を3つの柱とし、受診者数及び実施率向上を図った。	
特定保健指導	本人	初回 評価	22,688	127.40%	12.5%	生活習慣病予防健診実施機関のうち、特定保健指導外部委託機関が59機関まで増加し(約4割)、健診当日に実施できることもあり実績の約半数を占めた。 特定保健指導の継続支援を外部委託することにより、協会直営保健師等が初回面談に注力することができ、事業所訪問による初回面談の実施件数についても向上した。
		評価	10,894	131.90%		
	家族	初回 評価	912	351.20%	7.9%	
		評価	385	331.90%		
合計	評価	11,664		<b>12.2%</b>		

- ◆ 肝炎検査について、前年度より引き続きソーシャルマーケティングの手法を用いた検査申込書を使用したことで、肝炎検査受検者数は28,132人となった。また、平成30年12月末時点で検査結果が陽性となった者(191人)のうち、未治療者(約7割)に対して医療機関への受診勧奨を実施し、そのうち約3割が受診した。

### 今後の見通し

- ◆ 事業者健診結果データ取得については、既に取得している同意書の受診健診機関情報等の再確認を進めると共に、データ提供契約が未締結の健診機関に対し契約締結に向けた交渉を行い、確実なデータ取得を図る。
- ◆ 特定保健指導については、事業所訪問及び電話勧奨を行い、インセンティブ制度や保健指導のメリット等を説明し利用事業所の拡大を図る。また、生活習慣病予防健診実施機関のうち特定保健指導外部委託契約を締結していない機関については、契約締結に向けた働きかけを行い利用者の拡大を図る。

健診・保健指導ともに、前年度を大幅に上回る実績となった。特に事業者健診結果データ取得に関してはKPIを達成することができ、特定健診についても前年度比110.8%と大きく増加した。また、被保険者の特定保健指導に関しては外部委託を推進したことにより、評価修了者数が前年度比131.9%と大幅に増加することができた。

自己評価：A



## 4-2. 糖尿病・高血圧症重症化予防事業の実施

### 【事業内容】

- 糖尿病・高血圧症未治療者に対する早期受診勧奨の実施。  
(受診勧奨対象者見込み13,000人に対して医療機関受診者目標：1,450人⇒11.1%)
- 糖尿病性腎症重症化予防への取り組みを拡大・継続する。

【K P I】 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする。

### 実施結果

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、18,026名に対して文書による受診勧奨を実施した。  
更に、上記対象者のうち重症度の高い4,541名に対して、医療職による電話勧奨を実施した。  
未治療者の多い事業所を訪問し、人事・労務管理者等と今後の対策について協議した。  
(参考) 29年度健診分：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合 10.0% (1,775/17,757) 全国15位
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、新たに宗像医師会および当該市町村国保等との調整のうえ、宗像市(42名)・福津市(30名)を対象に、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入した。3月末現在で、39人の受診勧奨および保健指導を実施中である。  
今後の事業展開に向けて、福岡市および糸島市の関係機関と協議を進めている。

### 今後の見通し

- ◆ 糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨について、電話勧奨対象者の拡大を図る。  
健診直後からの受診勧奨を強化する。事業所における未受診者対策の支援を強化する。
- ◆ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、優先順位の高い地域を選定し、事業の拡大を図る。

糖尿病・高血圧症未治療者に対する受診勧奨については、電話による再勧奨業務の見直しを行い受診勧奨件数を拡大することができた。糖尿病性腎症重症化予防事業については、介入件数は計画を下回ったが、対象地域を拡大するとともに今後の事業展開に向けて関係機関との調整を図ることができた。

自己評価：B



## 4-3. 健康経営コラボヘルスの推進

### 【事業内容】

- 健康宣言事業所数（健康宣言ふくおか）の拡大を図る
- 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。
- 健康宣言実施事業所を募集し、150事業所の宣言実施獲得を目標とする。

### 実施結果

- ◆ 広報紙面・各種セミナーでの募集、支部直営保健師等の訪問勧奨を行ってきたが、平成30年度の新規宣言数は**124件**と目標の150件には届かなかった。（健康宣言事業所数合計：562）
- ◆ 健康宣言に関する事業所へのフォローとして、延べ455の事業所へ健康づくりアドバイザーを派遣（県との連携）。宣言内容の取り組み状況等を確認するとともに、事業所全体の健康増進に対する意識の向上を図った。
- ◆ 平成30年度健康づくり優良事業所に230（昨年77）の事業所を認定した。
- ◆ 経産省事務局の健康経営優良法人において61（昨年31）の事業所が認定された。
- ◆ スポーツクラブルネサンスとの法人契約により、月会費割引などの特典の提供を開始した。

### 今後の見通し

- ◆ 課題は裾野の拡大（健康経営のトレンド形成）であり、各種割引など新たな特典・サービスを提供するとともに、事業所訪問勧奨を開始し、宣言事業所数拡大を図る。また、健康づくり県民会議（健康づくり団体・事業所宣言）との連携、相乗効果を図る。

健康宣言事業所数は目標の150に達しなかったが、健康づくり優良事業所認定事業所数は前年比3倍、経産省事務局の健康経営優良法人の認定法人数も2倍になっており、認定を目指す事業所増による特定保健指導実施事業所の増加など取り組みの質は向上している。

自己評価：B

## 5. ジェネリック医薬品の使用促進

### 【事業内容】

- 加入者を対象に、自己負担軽減額通知サービスを実施する。
- 事業所を対象に、事業所別ジェネリック医薬品使用割合を通知し、ジェネリック希望シール貼付拡大を図る。
- 調剤薬局を対象に、処方状況を掲載したジェネリック情報提供ツールによる通知を実施する。
- 医療機関・調剤薬局を対象に、ジェネリック医薬品ベスト5リストを作成する。

【KPI】福岡支部におけるジェネリック医薬品使用割合を75.2%以上とする。（平成31年3月時点）

### 実施結果

- ◆ 平成30年11月の使用割合が**78.5%**（全国78.1%）となり、KPIを大きく上回る見込みである。
- ◆ 自己負担軽減額通知を8月に約18万件発送した。また、このタイミングにあわせ、使用促進に関する広報を実施した。
- ◆ 事業所ごとのジェネリック医薬品使用割合を掲載した使用促進への協力依頼文書を1,063事業所に送付し、14,000枚の希望シール配布につながった。
- ◆ ジェネリック情報提供ツールを医療機関・薬局へ提供した。
  - ・ 大学病院訪問（3/22久留米大学病院・3/27福岡大学病院）・お薬セミナー参加薬局への提供（3/15送付 57件）
  - ・ 影響度の大きい医療機関への送付（3/29送付 20件）
- ◆ ジェネリック医薬品の上位品目リストを作成し、2月に県のHPに掲載するとともに、3月には医師会等を通じて県内の医療機関や薬局にリストの掲載についてお知らせした。

### 今後の見通し

- ◆ 今後、ジェネリック医薬品上位品目リストの医療機関・薬局への提供の効果や、3月に開始した情報提供ツールの提供の効果が出てくればさらなる使用割合向上が期待できる。情報提供ツールに関しては、引き続き大学病院訪問を実施するとともに、医療機関・薬局への送付を拡大する。

政府目標の80%達成（令和2年9月）に向け、県薬務課と協力して事業を展開するなど、新たな取り組みを積極的に実施した。使用割合は全国平均を上回り、その差を徐々に広げている。

自己評価：S

## 6. 加入者等の理解促進（広報活動）

### 【事業内容】

- 各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。
  - ・協会けんぽふくおかだより（毎月全事業所へ発送）
  - ・メールマガジン（年初登録者数3,562人）
  - ・ホームページ
- メルマガ登録者数の拡大を図る。あらゆる機会を捉え、勧奨チラシを配布する。（新規登録者数目標700人）
- 平成30年度から本格導入される報奨金（インセンティブ）制度を重点的に広報し、特定保健指導実施率など本制度の指標にかかる各種数値を向上させるとともに、加入者の健康増進を図る。

【K P I】 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度（35.9%）以上とする。

### 実施結果

- ◆ 福岡支部の加入者理解率については**37.1%**で、K P I を達成した。
- ◆ 各種広報については、報奨金制度の周知をはじめ、年度計画通り実施した。
- ◆ 報奨金制度については、健康保険委員向け研修会（9回）、年金委員向け研修会等（25回）などの機会も捉えて実施した。
- ◆ メルマガ登録勧奨を実施し、平成30年度新規登録者数は1,811人（年度末登録者数4,918人）と目標を大きく上回った。
  - ・任継被保険者の健診案内時に勧奨チラシ同封（約1万4千件）
  - ・ショッピングモール健診案内時に勧奨チラシ同封（約14万件）
  - ・特定保健指導時における登録勧奨

### 今後の見通し

- ◆ 理解度調査では支部の取り組みや保健事業などの認知度が低いという分析結果が出たので、それを踏まえ策定した次年度計画に沿って広報を実施し、加入者理解率の向上を図る。

各種広報紙等の発行や研修会を年度計画通り実施できた。また、加入者理解率のK P I を達成するとともに、メールマガジンの登録者数も勧奨機会を拡大したことで目標を上回った。

自己評価：A

## 7. 加入者等の理解促進（健康保険委員を通じた活動）

### 【事業内容】

- 健康保険委員を対象とした実務研修会の開催や広報紙の発行をとおして制度周知を図る。
- 健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施する。
- 健康保険委員未委嘱事業所への、事業所訪問および文書・電話勧奨等を実施する。

【K P I】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を36.0%以上とする。

### 実施結果

- ◆ 各種勧奨を通じ、年度末の委嘱者数は4,330名（前年度比、+879名）、  
委嘱力バー率**36.1%**（前年度比、+7.0%）となり、K P Iを達成した。
  - ・ 文書勧奨（新適事業所／4,250件、既存事業所／18,567件実施）
  - ・ 電話勧奨（被保険者50人以上の2,202事業所）
  - ・ 訪問勧奨（73事業所、ほか特定保健指導訪問時等にも勧奨を実施）
- ◆ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を9会場で開催した（9月に5回、10月に4回）。
- ◆ 健康保険委員対象の広報紙「KENPO'S通信」を年度内5回発行し、制度改正などを周知した。
- ◆ 健康保険委員功労者表彰式を11月に開催し、19名の方々に日頃の感謝の意をお伝えした。

### 今後の見通し

- ◆ 令和元年度のK P I（委嘱力バー率40.0%）達成に向け、各種勧奨の規模を拡大する。
- ◆ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」は出産・育児に関する手続きに関して、健康保険制度のみならず労働保険・年金保険制度まで網羅した幅広い内容で実施する。

実務研修会の開催や広報紙の発行を計画通り実施し、健康保険委員の皆様の制度理解向上を図った。また、積極的な訪問勧奨など各種勧奨を着実にを行い、委嘱力バー率のK P Iを達成した。

自己評価：A

## 8. パイロット事業等の実施について

### 【事業内容】

- 多剤投薬者と不適切処方（重複、禁忌、相互作用）の者に通知文書を送付し、その後の行動変容の有無を検証する。  
基礎的研究結果等を各方面へ情報発信する。
- 薬剤に関する医療提供側（医師・薬剤師）へのアンケート及びインタビューを実施する。
- 多剤投薬による薬物有害事象等に関する追加分析を行う。

### 実施結果

- ◆ 薬剤に関する医療提供側（医師・薬剤師）へのアンケート及びインタビューについては、関係機関の了承を得ることができず中止せざるを得ない結果となった。
- ◆ 通知事業は関係機関の了承が得られずに中止となったが、代替策としてお薬手帳の一冊化を目的としたお薬手帳ホルダーを重複服薬者に送付する事業について福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会で了承され、3月に約4,239件発送した。  
（県内の協会けんぽ、45市町村国保、後期高齢者広域連合で同様の取り組みを行うこととなった）
- ◆ お薬手帳ホルダー使用感アンケートが1,238件（回答率29.1%）回答があり、送付したホルダーを利用するとの回答が83%であった。

### 今後の見通し

- ◆ 多剤投薬と薬物有害事象との関係、患者の服薬意識とアドヒアランス等を国内外の学会で報告するなど広く公表し、医薬品の適正使用推進に貢献する。
- ◆ アンケート結果でホルダーを使用しない理由として「デザインに不満がある」「必要性がわからない」といった回答も一定数あったことから、次回以降はこの点を考慮し実施することとする。
- ◆ お薬手帳ホルダー送付による重複服薬改善等の評価については1年後に行う。

医療提供側へのアンケート・インタビューおよび通知事業は関係機関の理解が得られず実施できなかった。しかし医薬品の適正使用の観点から福岡県薬務課と協働でお薬手帳ホルダーを重複服薬者（4,239件）に送付できたことで、お薬手帳の一冊化による重複服薬者の減少を図った。

自己評価：B



## 9. 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ（関係方面への積極的な発信）

### 【事業内容】

- 地域ごとの医療提供の実態や偏りを分析し、地域医療構想調整会議の場で意見発信を行う。
- 地域医療構想において被用者保険の意見が反映されるよう、県等と調整を図り、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を高める。
- 各地区の国保運営協議会では加入者の不利益になるような施策が実行されないよう意見発信を行う。

【K P I】他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を79.8%以上とする

### 実施結果

- ◆ 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率は**53.8%**であり、目標の79.8%の達成には到らなかった。全区域に参加できるよう県に対し、要請を行ってきたが理解が得られない状況である。
- ◆ 明らかに構想通りに調整が進んでいない地域において、調整が進んでいないことを指摘した。
- ◆ 国民健康保険では保険料および国からの交付金以外に一般会計（税金）から財源に繰り入れし、保険料を抑えている市町村が存在してきたが、国保運営協議会においては、協会加入者にとって保険料の二重払いとなる法定外繰り入れが安易に行われることがないよう発言し、牽制した。

### 今後の見通し

- ◆ 引き続き全区域への調整会議の参加を要請するとともに、各地域が構想通りに調整が進んでいるか注視する。
- ◆ 国保運営協議会では、県単位化に伴う法定外繰り入れの解消を前提とした説明が行われているが、説明通りに解消が進んでいくか、注視するとともに解消が進むよう発言していく。

平成30年度のK P Iである被用者保険者の参加率79.8%の達成に到らなかった。

国保運営協議会では委員として出席し、法定外繰り入れの廃止等、財政健全化に向けた発言を積極的に行った。

自己評価： B